

令和 6 年 筑前町議会総務建設常任委員会会議録	
招集年月日	令和 6 年 6 月 7 日（金）
招集の場所	筑前町役場議員控室
開 会	令和 6 年 6 月 7 日（金） 11 時 01 分
閉 会	令和 6 年 6 月 7 日（金） 11 時 27 分
出席委員	委員長 柳 雅 明 副委員長 原 口 博 文 委 員 原 田 邦 男 委 員 原 田 宏 委 員 木 村 和 彦 委 員 石 丸 時次郎 委 員 田 中 政 浩
欠席委員	な し
会議事件説明 のため出席し た者の職氏名	請願第1号 紹介議員 寺 原 裕 明 財政課長 尾 畑 正 行 請 願 者 筑前町職員労働組合 執行委員長 川 波 智 浩
欠席者	な し
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局次長兼議会係長 山 本 孝 坂 田 康 仁
付託事件	請願第1号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める 請願書

会 議 録

総務建設常任委員会

令和6年6月7日（金）

開 会	
委 員 長	本日の出席議員は7名につき、定足数に達しております。 ただいまから総務建設常任委員会を開催いたします。 (1 1 : 0 1)
委 員 長	これから本日の会議を開きます。 これより、本委員会に付託されました請願第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とし、審査を行います。 まず、本日の出席者をご紹介します。 請願者の自治労筑前町職員労働組合、執行委員長、川波智浩様。 紹介議員の寺原裕明議員。 担当部局といたしまして、財政課長でございます。 以上の方々です。 お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。 次に、請願趣旨についての請願者の説明を求めたいと思います。 執行委員長、川波智浩さん、よろしくお願いいたします。
川波執行委員長	ただいまご紹介いただきました自治労筑前町職員労働組合で執行委員長を務めております川波と申します。本日は大変貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。 それでは、早速ですが、今回提出いたします「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書について説明いたします。 ちょっと座らせていただきます。 この請願活動につきましては、筑前町職員労働組合では6年前から取り組んでおりまして、地方自治法第99条に普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができるので、これに基づきまして意見書の提出をお願いするものでございます。 まず、請願の趣旨について説明申し上げます。 ご承知のとおり、現在、地方自治体には多くの役割が求められているところです。社会保障制度の整備、子育て支援策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、DX化、物価高騰対策など極めて多岐にわたり、新たな役割が求められているところです。 また、毎年のように各地で起こっている地震、豪雨や台風による大規模災害への対応など、ますます地方財政は緊迫をしておるところです。 意見書採択を行う目的につきましては、各地方議会から地方財政と社会保障の重要性を直接国に訴えるためでありまして、一つでも多くの地方議会で採択を進めることが地方財政の確立につながります。そのため、住民代表である議会の総意として、本請願についてご採択いただきますよう、よろしくお願いいたします。 それでは、請願事項について説明申し上げます。 本請願は、地方財政の充実・強化のため、9つの事項につきまして実現を求める内容となっております。昨年度との重複も多くありますので、何度も聞かれている内容かとは思いますが、要点を絞って、事項1、2、4、7について説明いたします。 まず、1ポツ、増大する地方自治体の財政需要の的確な把握とこれに見合う地方財源の確保についてです。2024年度、地方財政対策では、一般財源総額は約62.7兆円で、昨年度を0.6兆円上回る額が確保をされておるところです。 しかしながら、現在の日本の財政は、国も地方も急激な高齢化を反映しまして、恒常的に社会保障費が増加する傾向にございます。これに加えて、脱炭素化、デジタル

	化など、新たな業務も増加の一途をたどっており、今までどおりの地方財政規模を確保するのみで十分なサービスを提供できるか、大いに疑問であるということで、より積極的な地方財源の確保・充実を求めるものでございます。 2 ポツ、地方財政計画につきましてです。前年度水準が保たれておりまして、地方3団体等からも歓迎的な考えが示されておりまして、自治労としても否定をしていないところです。 また、歳出における一般行政費の内訳を見ますと、補助事業費が4.9%増加、地方単独事業分への配分も2.8%増加と、例年より増加率が高くなっております。これまでの10年ほどは、国の補助事業分を厚く、地方単独事業分を抑制的に配分する傾向にありましたが、今回は子ども・子育て政策につきまして、地方単独事業が1,000億円増額されており、この点につきましては自治労としても評価をしているところです。 地方単独事業には国の制度の不完全性を補完する役割がありまして、保育・子育て支援、予防・健診、緊急医療、生活保護、障害福祉など多岐にわたっております。こうした社会保障を支える経費は恒常的に増加傾向にありますことから、今後も地方単独事業費の充実を求める必要があります。特に、社会保障を支えるのはマンパワーに頼るところが大きいことから、人材確保も含めた視点から要請をするものです。 4 ポツ、減税政策についてです。今年度は定額減税の実施により、地方においても減収が生じます。個人住民税分は、全額国費により補填をされますけれども、所得税減税によります地方交付税の減収分につきましては、直接的な補填はないところです。地方交付税は地方固有の財源と位置づけられておりますので、そのことが国の施策によって損なわれることがあってはなりません。今後、こうした事態がないよう、意見書に記載をさせていただいております。 7 ポツ、特別交付税の配分にあたりまして、諸手当の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。地方公務員の給与は地方自治の本旨と地方分権の理念に基づきまして、各地方自治体における労使交渉を踏まえて決定されるべきものです。総務省も地方公務員の給与につきましては、地方公務員法の趣旨を踏まえ、各団体の議会において条例によって定められるものとの考えを示しておりますけれども、総務省令では、諸手当の支給水準が国の基準を超えている自治体に対しまして、特別交付税を減税することとしております。これらの措置は、人事委員会の勧告制度、労使交渉を経て条例で定めるという給与決定の原則を否定することになりかねません。特に、地域手当につきましては、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0から20%と大きな格差が生じていること、また、自治体間における支給割合の差により、人材確保上の困難も生じております。 財源不足から、手当等が国の基準を下回るような自治体の財源不足は調整せず、国の基準を上回っている部分についてのみ減額措置を行うことは、制裁措置とも受け取れますことから、そうした取り扱いの是正を求めるものでございます。 以上で説明を終わります。 よろしくお願いいたします。
委員長	以上で請願者からの説明が終わりました。 次に、紹介者の寺原議員の説明を求めたいと思います。
寺原議員	今、請願者から、今回の請願の趣旨内容についての説明がありました。ぜひこの内容についてご理解いただきまして、委員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。
委員長	ほかに、財政課長からの補足説明が何かありましたらお願いいたします。

財政課長	特にはございません。
委員長	以上で関係者からの説明が終わりました。 これから、請願第1号に対する質疑に入りたいと思います。 請願者、それから紹介議員、当局に対して質疑がありましたらお願いしたいと思います。質疑がありましたら、どうぞ、手を挙げて言っていただきたいと思います。 (質疑なし)
委員長	自分から幾つか質問させていただいてよろしいでしょうか。地方財政のことはあまり詳しくないので、ちょっと教えていただきたいというふうなことを思っております。 ①から、積極的な地方財源の確保・充実を図るとはどのようなふうなことをすればいいんですか。
川波執行委員長	先ほど説明で申し上げましたけれども、2024年度の地方財政対策、一般財源総額が62.7兆円ということで、昨年度0.6兆円上回っております。この部分につきまして、より多くの財源を確保していただきたいということでございます。
委員長	分かりました。 それから、一つずついいですか。2番で、地方単独事業分も含めたところで2.8%の増ということですが、社会保障などを支える人材確保が必要ということですが、これは人材確保に向けた措置はどこがとるんですか。
川波執行委員長	人材確保というところですが、そのためには財源がまず必要かと思います。その財源を地方に多く配分していただきたいというところをお願いをするものでございます。
委員長	分かりました。 財源ですね。お金ということですね。 この財源はどうやって国が地方に分配するんですか。交付税でやるんですか。
川波執行委員長	この請願書の3ポツにございますけれども、地方交付税、これの法定率、これの引上げをということでお願いをしておるところでございます。こういったところから財源の確保につながると考えております。
委員長	うちは法定率幾つですか。
川波執行委員長	地方交付税法におきまして、地方交付税の税率が国税4税のうち、所得税の33.1%、法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、これが地方交付税に充てられるということでございますので、この率を上げていただいて、地方交付税を増やしていただきたいというところでございます。
委員長	基準財政需要額とかなんとかと関係があるんですか、ないのですか。
川波執行委員長	基準財政需要額は各自治体が必要とする財源ということになると思いますけど。
委員長	福岡県は何%ですか。 90何%、100%もらっているんですか。
川波執行委員長	自治体のうちということですかね。 不交付団体がございます。私が知る限りでは、苅田町が不交付団体ということで。
委員長	日産があるからですかね。
川波執行委員長	はい、そのとおりです。
委員長	分かりました。 消費税を対象に国税から地方税への税源移譲というのは19%の分を税源移譲というのは19%全部くれろということですか。それとも、どういう意味ですか。国税から地方税への税源移譲とはどういうことですか。
川波執行委員長	消費税につきましては、地方によって偏りが少ない、安定的な財源と言えるかと思えます。その地域で税を払って、その地域で受益するということになるかと思いま

	すので、こうした負担と受益、この関係性を希薄化させないというか、はっきりさせるためにも、消費税についてはもっと地方に移譲されてもいいのではないかというふうな考えてございます。
委員長	分かりました。 6番から、会計年度任用職員のことについてですけれども、勤勉手当の支給が可能になったというのはすごいいいんですけれども、処遇改善ですよね。処遇改善というのは――僕から質問していいですか。今、会計年度の職員は時短をしていますよね、1時間ぐらい。これは、財源がないから時短しているんですか。国のほうの働き方改革の指針では、100%、一般職員と同じように仕事をしている人は、ちゃんと、例えば7時間45分の勤務をさせなさいというのが国から、通達が来ていると思うんですけれども、その分についてはどう考えられますか。
川波執行委員長	会計年度任用職員の処遇につきましては、当組合のほうでも団体交渉におきまして改善を求めているところです。先ほどおっしゃいましたとおり、勤務時間についてもフルタイム、これを求めているところなんですけれども、当局のほうではまだ時短というところで変わっておりません。 そのほかに、勤勉手当、これにつきましても、交渉の中で勝ち取ったものでございますけれども、ほかにも休暇ですとか、そういった面での処遇改善も求めているところでございます。
委員長	分かりました。 一つずつすいません、いろいろちょっと自分があまりよく分からなかったの。 地域手当、これは、例えば東京都と福岡県では地域手当が違うと思うんですよ。また、東京都は地域手当がすごく高いと思うんですけど、それを一律にしろと言っているんですか、これ。それとも、どういうことですかね。7番ですけど。
川波執行委員長	7番の内容につきましては、まず、地域手当ですけれども、支給されているところとされていないところとございます。福岡県内で言いますと、支給がされているのが16団体ございます。このうち、国の基準を上回る団体が8団体でございます。この国の基準を上回ったところにつきましては、特別交付税を減額しますよというような措置がとられているようですので、それを是正してくださいというところでございます。 現在、筑前町は地域手当はございませんので、ちょっとこの請願、この内容については、実際には引っかかってこないといいますが、関係がちょっと薄いところではございますけれども、そういった団体もございますので、そういったところの是正を求めるものでございます。
委員長	何か総務省がそんなふうに行っているみたいですね。
川波執行委員長	そのようですね。
委員長	分かりました。 請願の理由の中で、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中というふうですけれども、うちが、会計年度任用職員が職員と同じぐらいおるわけですよね。しかし、小さな自治体をするために、三輪町と夜須町が合併したんですけれども、結局50人ぐらい職員を減らしたんですけれども、結局倍の、同じ数の臨時的雇用職員、会計年度任用職員を雇わざるを得ないというのはどういうことかというのはやっぱりちょっと言っていたほうがいいのかなというふうに自分は思っているんですけど、そこら辺はどうですか。
川波執行委員長	本請願にもございまして、要は、業務の量が増えておるところが一番かと考えます。合併してから4減1増、4人退職したら1人採用するといった方針で、徐々に職員は減少しておりました。

	その反対に、業務につきましては、いろんな事業が増えたりとかということで、事業が減ることがなくて、増えるほうが大きいというところで、マンパワーが不足をしておるといような状況が続いておるところです。それを補うために、会計年度任用職員さん、こちらが増加しておるといような状況が続いておるかと思います。 組合のほうでも、当局と交渉におきまして、人材確保については毎年お願いをしておるところでございます。今後も引き続き、同じように交渉してまいりたいと考えておるところでございます。
委員長	分かりました。 質疑はほかにありますか。 (質疑なし)
委員長	質疑がないようでしたら、これで終わりたいと思います。 以上で請願者からの説明並びに質疑が終了しました。 請願者、紹介議員、財政課長の皆様にはここでご退席お願いしたいと思います。 お疲れさまでした。 (川波執行委員長、寺原議員、財政課長退室)
委員長	これより討論に移りたいと思います。 まず第一に、請願第1号に反対者の反対討論を許します。 反対討論ございますか。 (討論なし)
委員長	次に、賛成者の賛成討論を許可しますが、ありますか。
原口委員	請願の内容は住民生活に直結する地方財政の充実を求めるものでございますので、十分評価をされて、今後、いくべき問題だろうというふうに思っております。 昨年、第3回定例会でも同趣旨の請願が出され、採択した意見書出しておりますけど、またすぐかというのがありますが、継続は力なりということもありますように、引き続けて意見を上げていくことも大事なかなと思いますので、請願に賛成の立場で討論いたします。 以上です。
委員長	ほかに討論ございますか。 (討論なし)
委員長	討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。 これより、請願第1号「「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書」を採決いたします。 請願第1号は採択することに賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
委員長	挙手全員です。 したがって、請願第1号「「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める請願書」は採択いたしました。 お諮りいたします。 ただいま採択いたしました請願第1号は、お手元にお配りした請願書記載のとおり、意見書を関係行政庁へ提出したいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。 したがって、意見書を提出者、委員長名にて発議いたします。 なお、本委員会の審査結果報告書等の案文につきましては、委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

	(異議なし)
委員長	ご異議がありませんので、そのように決定いたします。
散会	
委員長	以上で、本委員会に付託された請願の審査は終了いたしましたので、総務建設常任委員会を散会いたします。 本日はお疲れさまでした。 (11:27)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。 総務建設常任委員長 柳 雅明